

大さん橋ホール ～新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン運用廃止について～

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、これまで、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」としていましたが、令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。

行政の指導による基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等、様々な取り組みが行われてきましたが、今後は個人の選択を尊重し、自主的な取り組みをベースとした対応に変わります。

大さん橋ホールにおいても、従来の感染予防対策のガイドラインを廃止し、コロナウイルスにおける人数制限がない状態に戻りました事をお知らせ致します。

[新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/newsroom/00002023050801.html)

大さん橋ホールご利用のお客様へ

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが2類感染症から5類感染へ移行しますが、大さん橋ホールでは、引き続き感染予防対策に取り組んでまいりますので、ご利用のみなさまにおかれましては、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

感染対策の実施及び人数制限については個人・主催者の判断が基本となりますので、混雑時や継続的な発声を伴う公演等においては、必要に応じてマスクの着用等の対策をご検討ください。

参考 神奈川県 [新型コロナウイルス感染症対策ポータル - 神奈川県ホームページ \(pref.kanagawa.jp\)](https://www.pref.kanagawa.jp/)
厚生労働省 [新型コロナウイルス感染症について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/newsroom/00002023050801.html)